

改正

令和7年12月10日条例第45号

令和8年3月19日条例第4号

令和8年6月12日条例第24号

令和8年6月12日条例第29号

令和8年6月12日条例第30号

令和8年6月12日条例第33号

令和8年6月12日条例第34号

杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 法第6条の3第23項の乳児又は幼児をいう。
- (2) 利用乳幼児 乳児等通園支援事業を利用している乳幼児をいう。
- (3) 乳児等通園支援事業者 乳児等通園支援事業を行う者をいう。
- (4) 乳児等通園支援事業所 乳児等通園支援事業を行う事業所をいう。
- (5) 乳児等通園支援 乳幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 最低基準は、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業所の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 区長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 杉並区（以下「区」という。）は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

(乳児等通園支援事業者の責務)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者は、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業者が行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、乳児等通園支援事業の目的を達成するために必要な設備を設けな

なければならない。

- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止を十分に考慮して設けられなければならない。

(非常災害対策)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、不断の注意を払い、及び訓練を行うよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する乳児等通園支援事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行わなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の乳児等通園支援事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(職員の一般的要件)

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、乳児等通園支援事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所に他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を当該社会福祉施設等の設備及び職員と兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児に食事を提供する場合（乳児等通園支援事業所外で調理し運搬する方法による場合を含む。）には、当該乳児等通園支援事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(運営規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所ごとに、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

(2) その提供する乳児等通園支援の内容

(3) 職員の職種、員数及び職務の内容

(4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

(5) 利用乳幼児の保護者から受領する費用の種類、その額及び支払を求める理由

(6) 利用定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(帳簿の整備)

第18条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所ごとに、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、区からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(乳児等通園支援の内容)

第21条 乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じた乳児等通園支援を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第22条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(乳児等通園支援事業の区分)

第23条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業に区分する。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって、次項に規定する余裕活用型乳児等通園支援事業に該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所若しくは認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第26条第4号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は当該事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合に、当該利用定員の総数から当該利用児童数を減じた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(一般型乳児等通園支援事業所の設備の基準)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(一般型乳児等通園支援事業所の職員)

第25条 一般型乳児等通園支援事業所には、乳児等通園支援従事者（保育士又は区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者をいう。以下この条において同じ。）を置かなければならない。

2 一般型乳児等通園支援事業所において、乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1か所につき2人を下回ることはできない。

3 乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、当該乳児等通園支援従事者のうち1人以上が専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する者であるときは、この限りでない。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は家庭的保育事業、小規模保育事業その他の事業（以下この号及び次号において「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が行われ、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる余裕活用型乳児等通園支援事業が行われる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなければならない。

(1) 保育所 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）に定める保育所の設備及び職員の基準

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年東京都条例第174号）に定める幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設備及び職員の基準

(3) 幼保連携型認定こども園 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年東京都条例第122号）に定める幼保連携型認定こども園の設備及び職員の基準

- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第27号）に定める家庭的保育事業等を行う事業所の設備及び職員の基準

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年12月10日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年3月19日条例第4号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年6月12日条例第24号）

- 1 この条例は、令和8年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の規定（杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第13条の次に1条を加える改正規定に限る。）及び第3条の規定は同年12月25日から施行する。
- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条第4項及び附則第6条第3項に規定する条例で定める日は、令和8年6月30日とする。

附 則（令和8年6月12日条例第29号抄）

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。

附 則（令和8年6月12日条例第30号抄）

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。（後略）

附 則（令和8年6月12日条例第33号抄）

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。（後略）

附 則（令和8年6月12日条例第34号抄）

- 1 この条例は、令和8年11月1日から施行する。（後略）